

水巻町アピアランスケア推進事業Q&A

R8.3.2現在

1. 助成対象者について

No.	質問	回答
1	現在水巻町に住んでいますが、購入した時点では別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請日時時点で水巻町に住民票を有していれば対象になります。ただし、以前住んでいた自治体から助成を受けた場合は助成対象外です。
2	助成対象者に年齢制限はありますか？	ありません。 ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人(親権者、未成年後見人)が申請者となります。
3	今回助成を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は助成対象になりますか？	申請は1人1区分につき1回ですので、一度助成を受けた区分は再度申請できません。
4	以前がん治療を受け、最近医療用ウィッグや補整具を購入しました。助成対象になりますか？	購入日から同年度内の3月31日までに購入した者であれば対象になります。申請期限は、購入年度の末日(3月31日)です。
5	世帯の町民税のうち所得割課税年額が23万5千円未満はだいたいどれぐらいの収入が該当しますか？	町民税は個人にかかる税金であり、収入がある方の人数や家族構成等により違いがあるため収入基準を示すのは困難であり一概に申し上げることができません。ただし、水巻町が福岡県の補助を受けるために課税情報等を照会する必要がありますため、申請書で同意をいただきます。

2. 助成対象経費について

No.	質問	回答
1	定期支払・レンタルの利用は助成対象となりますか？	対象となりません。購入費のみが対象です。
2	助成対象用具の個数制限はありますか？	個数制限はありません。ただし、助成額は購入費用の半額(千円未満切り捨て)と各区分の上限額(医療用ウィッグ等: 20,000円、補整具等: 10,000円)を比較して低い金額が助成額となります。
3	ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか？	対象となりません。購入費からポイントやクーポン利用額を差し引いた金額が助成対象です。
4	送料や付属品、ケア用品も助成対象経費の対象となりますか？	対象となりません。購入費用から送料やケア用品等の額を差し引いた金額が助成対象となります。

3. 助成対象用具について

No.	質問	回答
1	医療用ではないウィッグは対象となりますか？	対象となりません。「医療用ウィッグ」と明記された領収書や明細書が必要です。
2	ウィッグが医療用かどうかわかりません。対象となりますか？	購入した店舗に確認してください。申請時には「医療用ウィッグ」と明記された領収書や医療用であることが確認できるものが必要となります。
3	部分用ウィッグでも対象となりますか？	「医療用ウィッグ」であれば対象となります。
4	手作りウィッグの材料費は対象となりますか？	対象となりません。購入したもののみ対象です。
5	医療保険を使って、弾性着衣を購入しました。医療機関に支払った金額は対象となりますか？	医師が治療上必要と認めた装具については、保険適用となりますので対象となりません。それ以外に自費で購入した者のみ対象となります。
6	乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか？	手術費用は対象となりません。自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象となります。
7	水巻町の助成を受けた後に再度補正具が必要となった場合助成対象になりますか？	申請は医療用ウィッグ、補正具等の助成対象区分ごとに一人1回限りです。既に助成を受けた区分は対象となりません。

4. 申請に必要な書類について

No.	質問	回答
1	領収書・明細書に必要な項目は何ですか？	宛名（助成対象者の氏名）、購入日、金額、金額の内訳（「医療用ウィッグ：〇,〇〇〇円」等）、領収書発行者の名称及び住所の記載があることを確認してください。
2	領収書に金額の内訳がありません、どうしたらよいですか？	購入明細書や納品書など、内訳が分かるものを併せて提出してください。
3	インターネットでクレジットカードを使用して購入したため、領収書がありません。申請はできますか？	原則として領収書及び明細書が必要なため、購入先に領収書と明細書の発行を依頼してください。 領収書等の発行ができない場合は、購入内容及び支払が確認できる書類を提出してください。 ◆購入内容が確認できる書類 例：購入した用具が掲載されているカタログ等 ◆支払が確認できる書類 例：レシート、クレジットカード利用明細書、支払完了等のメールを印刷したもの等 (いずれも本人の宛名を含めてください)

5. その他

No.	質問	回答
1	医療用ウィッグや補正具にどのようなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか？	がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で相談できます。 【福岡県内のがん拠点病院・がん相談センター】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gansoudanshiensenta.html